

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

遺言書の保管

Q : 自筆証書遺言を作成したのですが、その保管をどうしようと悩んでいます。どのように保管しておくのがよいのでしょうか。

A : 銀行の貸金庫や弁護士に依頼するのも一つの方法です。

【解説】

民法では、遺言を作るにあたっての方式などは、いろいろ厳格なことを定めていますが、保管については何一つ規定していません。

遺言書の保管方法としては、生前は発見されずらく、死後は確実に発見され、かつ、変造等が行われないようにして遺言者の意思が確実に実現されることが必要です。

その保管の方法としては、まず遺言書を作成していることを誰かに言うておく方法があります。ただ、知っている人が相続人の一人で自分に不利な内容を見て隠匿したり変造されては困りますので、保管の場所を銀行の貸金庫にするなど、相続人の一部では勝手に取り出せないようにすることも必要です。

また、生前は遺言書の存在自体を伏せておきたい場合には、相続と関係のない第三者に依頼しておくこととなります。友人、菩提寺の住職などのほか、法律の専門家である弁護士に保管を依頼し、さらに遺言書で遺言執行者にその弁護士を指定しておき、執行までしてもらえばより確実な方法といえます。弁護士会では、遺言センターを設けて保管や登録ができるところもあり、弁護士が遺言者より先に死亡した場合には、きちんと連絡してくれたり、後任の弁護士を紹介してくれます。

